

県立大学が提訴した保全異議(仮処分決定の不服)の裁判の第3回審尋が長崎地方裁判所にて行われました。今回は関係者だけで、ラウンドテーブルにて裁判官が債権者と債務者に直接事情を質疑する形式で裁判が進められました。

債務者(長崎県公立大学法人、同代表者理事長 太田博道)が8月10日に提出した第2準備書面、および債権者(久木野教授)が8月11日に提出した第2準備書面が確認され、裁判官による双方への質問がありました。

本件に対する主張がさらにある場合は双方とも平成22年(2010年)9月15日までに裁判所へ提出すること、それで結審して年内に判決を下すつもりであること、を裁判官が告げ、終わりました。